

議会第 1 号

新体育館に関する特別委員会の設置について

次により新体育館に関する特別委員会を設置する。

- 1 本議会に新体育館に関する事項を調査及び審査するため、新体育館に関する特別委員会を設置する。
- 2 委員会の委員の定数は、18人とする。
- 3 委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、本件調査終了の議決をするまで継続して審査するものとする。

平成27年5月12日

提出者 塩尻市議会運営委員会
委員長 古畑 秀夫